

上田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例のあらまし

◎目的 都市交通の円滑化、市民の利便、都市機能の維持及び増進

◎規制の対象 商業地域及び近隣商業地域（都市計画図参照）内で建物の
となる場合 { 新築、増築、用途変更をする場合

◎対象となる面積 1,000㎡超 面積＝ $\frac{\text{特定用途に供する部分}}{\text{※1}} + \frac{\text{非特定用途に供する部分}}{\text{※2}}$ の1/2

◎必要な駐車スペース { 150㎡につき1台（特定用途の部分） ※ 2.3m×5m
450㎡につき1台（非特定用途の部分） //
※ 3割分は2.5m×6m うち、すくなくとも1台分は3.5m×6m

特例

{ 大規模な事務所においては台数の逡減（床面積の計算方法がかわる）
6,000㎡に満たないものについても台数を逡減

◎届け出 建築確認の前に所定の用紙と図面を付けて届け出る。

◎条例に違反した者については、罰則がある。

- ・ 駐車施設の附置、原状回復、その他違反の
是正の為の措置命令に従わない場合・・・50万円以下の罰金
- ・ 報告、資料の提出の拒否、虚偽の報告、
立ち入り検査拒否・・・20万円以下の罰金
- ・ 事前の届け出をしなかった場合・・・・・・・・・・10万円以下の罰金

※1 特定用途とは・・・劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる
程度の大きい用途で政令で定めるもの

政令：駐車場法施行令18条

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、
百貨店、その他の店舗、ボウリング場、体育館、遊戯場、事務所、病院、
倉庫及び工場ほか

※2 非特定用途として考えられる建物・・・住宅、共同住宅、学校、保育園、神社、養老院ほか

駐車スペースの具体例

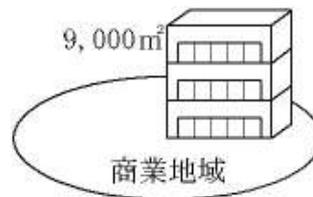
◎9,000㎡の百貨店を商業地域内に新築する場合

1 駐車施設が必要かどうかを判定

地域、面積、建物の用途といった要件をすべて満たしているため、駐車施設が必要となる。

2 必要な駐車スペースの計算

$$9,000\text{㎡} \div 150\text{㎡} = 60\text{台}$$



◎1,500㎡の店舗を商業地域内に新築する場合

1 駐車施設が必要かどうかを判定

地域、面積、建物の用途といった要件をすべて満たしているため、駐車施設が必要となる。

2 必要な駐車スペースの計算

$$1,500\text{㎡} \div 150\text{㎡} = 10\text{台}$$



特例
あり

$$1 - \frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - \text{延べ面積})}{6,000\text{㎡} \times (\text{特定用途面積} + \text{非特定用途面積の}1/2\text{との合計}) - 1,000\text{㎡} \times \text{延べ面積}}$$

延べ面積も1,500㎡として計算

$$1 - \frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - 1,500\text{㎡})}{6,000\text{㎡} \times (1,500\text{㎡}) - 1,000\text{㎡} \times 1,500\text{㎡}} = 1 - \frac{1,000\text{㎡} \times 4,500\text{㎡}}{9,000,000 - 1,500,000}$$

$$= 1 - \frac{4,500,000}{7,500,000} = 1 - 0.6 = 0.4$$

特例の計算式から0.4という値が算出される。これを上記の10台に乗じて、4台。

◎1,000㎡の共同住宅を近隣商業地域に新築する場合

1 駐車施設が必要かどうかを判定

共同住宅は、非特定用途により「1,000㎡÷2=500㎡」よっての対象面積1000㎡以下であるため、この条例上では駐車施設不要。

◎近隣商業地域内の9,000㎡の店舗に300㎡増築する場合

(条例適用前の既存建築物に増築を行う場合)

1 駐車施設が必要かどうかを判定

上記の判断から必要となる

2 必要な駐車スペースの計算

増築後の建物を新築した場合必要となる台数	-	増築前の建物を新築した場合必要となる台数	=	今回必要となる台数
----------------------	---	----------------------	---	-----------

$$9,300 \div 150 = 62\text{台}$$

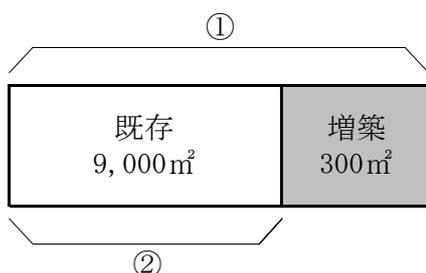
①

$$9,000 \div 150 = 60\text{台}$$

②

$$62 - 60 = 2\text{台}$$

①-②



◎特定用途と非特定用途の建物を商業地域内に新築する場合

建物 特定用途 4,000㎡

非特定用途 1,500㎡



1 駐車施設が必要かの判定

地域、面積、建物の用途といった用件をすべて満たしているので駐車施設が必要となる。

2 必要な駐車スペースの計算

$$4,000 \div 150 = 26.6 \rightarrow 27 \text{台} \quad \text{—— ①}$$

$$1,500 \div 450 = 3.3 \rightarrow 4 \text{台} \quad \text{—— ②}$$

特例 計算式に当てはめ、0.97826 という値が算出される。

あり 上記①、②に乗じる

$$\begin{array}{l} \text{①} \times \text{計算値} = 26.4 \rightarrow 27 \text{台} \\ \text{②} \times \text{計算値} = 3.9 \rightarrow 4 \text{台} \end{array} \quad \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{①} \times \text{計算値} = 26.4 \rightarrow 27 \text{台} \\ \text{②} \times \text{計算値} = 3.9 \rightarrow 4 \text{台} \end{array}} \right\} \text{合計31台}$$